

# 友好自治体施設等利用助成金をご活用ください

大治町内在住・在勤の方が、友好自治体である東栄町および美唄市の宿泊施設等を利用した際、利用料金の一部を予算の範囲内で助成します。

## ●助成対象者

町内在住(大治町の住民基本台帳に登録されている)・在勤の方と、その被扶養者

## ●助成金額

対象施設等の利用料金の20%  
(100円未満切り捨て)

※一人につき1年度(4月1日～3月31日)1万円まで

※飲食・記念品・土産代は対象外

※予算の範囲内で助成金を交付しますので、予算を超えるときは受け付けを停止します。

詳しくは、町ホームページをご覧くださいか、役場企画課へお問合せください。

**問合せ先** 役場 企画課 内線163

## 利用の流れ

利用前、役場 企画課に電話で予算の執行状況を問合せる



利用時、助成対象施設を利用し、領収書を発行してもらう



利用後、助成金の申請書兼請求書に必要事項を記入



領収書を添付し役場 企画課 窓口へ提出  
(振込先の確認のため、振込口座の通帳を持参)



申請書兼請求書の写しを受け取る



助成金が振り込まれる



★美唄市

●美唄市ホームページ

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



●東栄町ホームページ

<http://www.town.toei.aichi.jp/>



★東栄町

## 歯の健康講座

海部歯科医師会

### 『新しい歯周病検診』

市町村や事業所での歯周病検診は厚労省の出す歯周病検診マニュアルを基に行われています。そのマニュアルが16年ぶりに改訂されました。

主な改訂点としては、まず全身疾患について問われています。以前より糖尿病・脳血管障害・心疾患・関節リウマチなどの全身疾患や早産・肥満などへの悪影響が取り沙汰されてきましたが、この16年間のデータでその因果関係がはっきりしてきて、もう歯周病はお口の中だけの問題ではなくなったということです。

次に検診方法ですが、従来であれば歯石の有無が大きな指標の一つであったのが、より詳しく調べるために歯周ポケットの深さや出血についても検査項目に挙げられたことです。これにより一見きれいに見えても歯周病の見逃しのリスクが減ると思われれます。

最後に評価ですが、従来あった「要治療」と言う文言がなくなり「良好」「要指導」「要精密検査」の3段階になりました。「要治療」がなくなると歯科を受診しなくても良いと誤解される恐れもありますが、本来「良好」以外の方は歯科を受診し必要な検査・指導・処置を受けていただくものです。「要治療」がなくなるとはつきりした形になっています。また、「良好」の方でも歯周病に関しては定期的なメンテナンスは必要です。

25歳で4割、40代で8割、全体で7割が歯周病に罹患しているというデータがあります。どんな病も早期発見・早期治療、そして予防に勝るものはありません。若い人も含めて新しくなった歯周病検診をぜひ受けてください。